

学校の管理下でけがをした場合の医療費と手続きの流れについて

●学校の管理下で児童生徒がけがをした場合は、坂井市で実施している医療費助成制度（子ども・ひとり親・重度医療）の受給者証を使用せずに、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」をご利用ください。

※災害共済給付の対象となる場合は、坂井市の医療費助成制度との併用はできません。

○日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」とは・・・

学校の管理下で児童生徒がけがをした場合、治療費や見舞金の給付を行う制度です。自己負担額に総医療費の1割が上乗せされて支給されます。

○災害共済給付制度の対象は・・・

初診から治癒までの医療費の自己負担額が1,500円以上の場合が対象です。なお、保険適用外の医療費、交通事故等の第三者の加害行為によるけがの医療費、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒の医療費は、対象外です。

○手続きの流れについて



【保護者】学校にて「医療等の状況」等の書類を受け取り、受診した医療機関にて記載して頂き、学校へ提出してください。

※振込口座確認の為、口座の写しも一緒に提出して下さい。



【学校】報告書を作成し、教育委員会へ提出



【教育委員会】請求書を作成しセンターへ申請



【センター】審査、決定を行い教育委員会へ給付金を支給



【教育委員会】保護者様へ給付金を支給
※給付までに最短で約3か月程かかります。



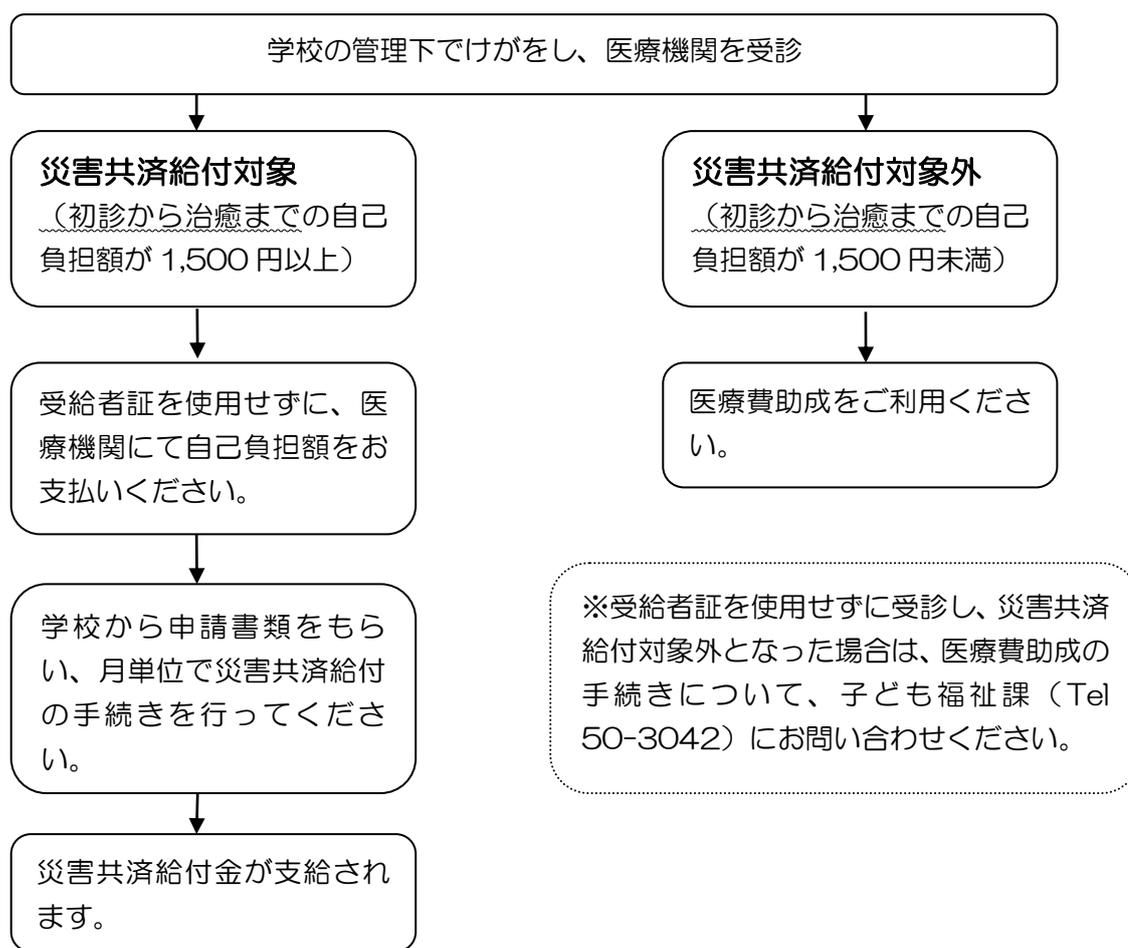
日本スポーツ振興センター災害共済給付の手続きについて

学校の管理下で児童生徒がけがをし、初診から治癒までの治療費の自己負担額が1,500円以上だった場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度による給付金が支給されます。

なお、災害共済給付の対象となる場合は、坂井市の医療費助成制度（子ども・ひとり親家庭・重度医療）からの助成を受けることができませんので、**受給者証は使用しないでください。**

ただし、やむをえず受給者証を使用した場合は、医療費助成と調整を行い支給します。

災害共済給付の手続きについては下記のとおりです。



○振込口座の確認の為、学校に通帳を開いた見開き1ページ(表紙の裏)の写しを「医療等の状況」と共に提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。